

寄 附 行 為

財団法人近畿地方発明センター

財団法人近畿地方発明センタ - 寄附行為

第 1 章 名称及び事務所

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人近畿地方発明センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市左京区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に従たる事務所として、支所を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、発明の奨励を行うとともに発明の実施化を促進し、もってわが国の科学技術の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 新技術の研究開発及び発明の実施化に関する助成並びに技術指導
- (2) 発明試作研究設備の開放
- (3) 発明、研究開発に関する講演会、講習会、研究発表会等の開催
- (4) 内外特許公報及び理工学図書の特覧
- (5) 発明に関する情報の収集及び提供
- (6) 優秀発明品及び科学技術関係機器の展示
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 寄付金品
- (3) 賛助会費収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 設立後基本財産と指定して寄付された財産
- (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産により構成する。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事会の定めるところにより理事長が管理する。ただし、基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への預け入れ、信託会社の信託、又は国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣(以下「主務大臣」という。)の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第 10 条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(事業年度)

第 11 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 12 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始前に主務大臣に届け出なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 14 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、評議員会に報告しなければならない。また、その事業年度終了後 3 か月以内に主務大臣に報告しなければならない。

(収支差額の処分)

第 15 条 この法人の毎事業年度の収支差額は、理事会の議決を経て、翌事業年度に繰り越し、又はその全部若しくは一部を基本財産に繰り入れるものとする。

(長期借入金)

第 16 条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、主務大臣の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 17 条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を受けなければならない。

第 4 章 役員、評議員等

(役員の種類及び定数)

第 18 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13 人以上 18 人以内
- (2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長、2 人以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。

- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか 1 名とその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 理事の親族その他特殊の関係にある者又は職員は、監事にはなれない。
- 6 監事は、相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。

(役員職務及び権限)

第 20 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を分掌し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第 21 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 22 条 役員が次の各号に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第 23 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員)

第 24 条 この法人に、評議員 20 人以上 25 人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 4 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員の選出に当たっては、役員又は評議員のいずれか 1 名とその親族その他特殊の関係にある者の数が、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 6 評議員には、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(顧問)

第 25 条 この法人に、顧問 3 人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が理事会の承認を得て、学識経験者又はこの法人の運営等に功労のあった者のうちから委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、理事長の諮問に応じて助言し、又は必要に応じて意見を具申する。
- 4 顧問には、第 21 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(賛助会員)

第 26 条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、理事長が理事会の同意を得て定めるところにより賛助会費を納入する個人及び団体とする。
- 3 前 2 項のほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 27 条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承諾を得て任命する。
- 4 前各号のほか事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 会 議

(会議)

第 28 条 この法人の会議は次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会

(理事会の開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 20 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集及び議長)

第 30 条 理事会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事長は、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第 31 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第 32 条 理事会の議決は、この寄附行為に特別の定めのある場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の欠席者の表決)

第 33 条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に関し、他の理事に委任して、又は書面をもって議決権を行使することができる。この場合、他の理事に委任して、又は書面をもって議決権を行使した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(評議員会の招集及び議長等)

第 34 条 評議員会は、理事長が招集し、その議長は、評議員の互選により定める。

(理事等の評議員会への出席)

第35条 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(評議員会の定足数等)

第36条 第29条第3項及び第31条から第33条までの規定は、評議員会に準用する。この場合、これらの条文中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(議事録)

第37条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会議の構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及び会議に出席した構成員のうちからその会議において選出された2人以上の議事録署名人が署名押印をしなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定に基づき解散する。

2 民法第68条第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第40条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の公益目的を有する法人に寄付するものとする。

第 7 章 補 則

(備え付け書類及び帳簿)

第 41 条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。ただし、他の法令によりこれに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) 処務日誌
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿のうち、第 1 号から第 4 号に係るものは永年、第 5 号及び第 6 号に係るものは 10 年以上、第 7 号及び第 8 号に係るものは 3 年以上保存するものとする。

(細 則)

第 42 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則 (昭和 35 年 12 月 27 日)

- 1 この寄附行為は、変更の認可のあった日から実施する。
- 2 旧寄附行為によるこの法人の理事又は監事であって、この寄附行為の実施の際、現にその職にあるものは、第 16 条第 3 項の規定にかかわらず、この寄附行為の実施の日においてそれぞれこの寄附行為によるこの法人の理事又は監事になったもののみならず。
- 3 旧寄附行為によるこの法人の評議員であって、この寄附行為の実施の際、現にその職にあり、かつ、理事又は監事の職にないものは、第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、この寄附行為の実施の日においてこの寄附行為によるこの法人の評議員になったものとみなす。
- 4 前 2 項の規定により、この法人の理事、監事又は評議員となったものとみなされた者の任期は、それぞれ第 18 条第 1 項及び第 22 条の規定にかかわらず、昭和 37 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 10 年 4 月 6 日認可)

この寄附行為の改正規定は、主務大臣の認可のあった日から施行する。